

ロゴマーク通常使用権設定契約書

特定非営利活動法人アジア植林友好協会(甲)と 乙は、甲のロゴマークの通常使用権設定に付いて、甲乙間で以下の通り契約締結する。

(ロゴマーク使用権の設定)

第一条 甲は乙に対し、甲の所有するロゴマークの使用に付いて、通常の使用権を設定する。
ロゴマークの表示

(通常使用権の範囲)

第二条 ロゴマークの通常使用権の範囲は次の通りとする。

使用地域

使用期間

使用指定商品

(使用料)

第三条 乙は甲に対し、本件ロゴの使用の対価として、毎月末締め切り、次の(1)、(2)の合計額を甲の指定する銀行口座に振込み送金して支払うものとする。

(1)月額使用料

(2)売上げ相関部分

(毎月21日より20日までの税込み売上げ金額の %

(売上額の通知および資料の提示)

第四条(1)乙は甲に毎月21日から翌月20日までのロゴ使用商品の売上げ通知を行う。

(2)甲は乙の上記通知額に付いて販売した数量、金額に付いて、記載した帳簿その他の資料の提示を求めることが出来る。

乙は甲から上記資料の提示を求められたときは速やかに提示しなければならない。

(使用の提示および商品の適正使用)

第五条(1)乙は甲に対し、本件ロゴをその商品に使用するに際し、一般顧客への販売の前に本件ロゴを付した商品を示すものとする。

(2)乙において甲のロゴ使用が本件ロゴの信用を毀損するとき、第二条に定める商品以外にロゴを使用するときその他本件ロゴの使用が不適正と認めるときは、甲は乙に対し、その是正を求めることができる。ただし、甲自ら使用する場合はこの限りで無い。

(独占使用)

第六条 甲は、第2条の使用期間中、同上の使用地域において、第三者に対し、本件ロゴを同条に定める指定使用に使用させることはできない。

(登録)

第七条 本件契約登録締結と同時に本件ロゴの使用登録が完了したものとみなす。

(ロゴ侵害行為への対処)

第八条(1)甲及び乙は第三者によるロゴに侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、
甲乙協力して侵害に対処するものとする。

(2)前記、侵害行為に対する対処、手続きにかかる費用の等は、甲乙協議の上定めるものとする。

(契約の解除および損害賠償)

第九条(1)甲または乙は、相手方に本契約に定める条項違反する行為があったとき、その他債務不履行があったときは、催告の上、本契約を解除することができる。相手方に破産手続き開始申し立て、民事再生手続き開始申し立てなど信用不安が生じた時は、なんらの催告なしに本契約を解除する事ができる。

(2)甲又は乙は、本契約の不履行等により損害を生じたときは、相手方に対し損害賠償請求をする事ができる。

(契約終了後の処理)

第十条 本契約が終了した場合の乙の在庫商品については、乙は契約終了時から2ヶ月以内に限り、販売する事ができる。この場合において、乙は甲に対し、第3条に定める使用料相当額(定額部分を含む)を支払うものとする。

(使用権の移転)

第十一条 乙が本件ロゴの通常使用権を他に移転しようとするときは、甲の承諾を得なければならない。

(書面による変更)

第十二条 本契約を変更するときは、所面によるものとし、口頭での合意は、相手方がこれを否定したときは、その効力を生じないものとする。

以上の通り契約が成立したので、本書面を2通を作成し、甲乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲)東京都西東京市田無町3丁目5番4号
特定非営利活動法人アジア植林友好協会
代表理事 宮崎 林司

乙)